

第1章 にぎわい ひろがる 産業のまちづくり

1 農林業の振興（農業・畜産業・林業）

《方針》

◎生産基盤の整備を推進し、安全で良質な農畜産物の生産と付加価値の向上や、地域産品を活用し消費者等との交流を推進するための拠点づくりを進めるとともに、意欲ある担い手の育成・確保を進め、農業・農村や森林の持つ多面的機能の活用促進、地域の農業生産力の維持強化のための広域的な農業生産体制の整備、森林の適正な保全管理に努めるなど、環境と調和する足腰の強い農林業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・経営体質強化や安定のため、経営の法人化や農作業受託組織の育成、コントラクター※事業の拡充を進めるとともに、効果的な制度資金の利用を促進しています。
- ・農業経営における女性の参画を促進するために、農業関係機関等への女性の任用を推進しています。
- ・農業基盤の整備を促進するため、地域要望を踏まえ、関係機関と連携し整備を進めています。
- ・認定農業者※や「人・農地プラン」における中心となる経営体への農地の集積化等を進めるために、農地保有合理化事業を活用し売買を行っています。
- ・農産物の競争力を高めるとともに、良質な農産物を生産・出荷するため、生産・集出荷施設等の整備や産地体制の構築を推進しています。
- ・豆類の品質向上を図るため、広域穀類乾燥調製貯蔵施設を整備しています。
- ・食育推進計画に基づき、学校・家庭・地域との連携により食育事業を推進しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の実態に即した経営の複合化、労力の軽減やコストを抑える生産技術の導入を推進し、足腰の強い農業の確立が必要です。 ・ゆとりある農業経営や生産コストの低減など農業生産性向上のために機械・設備の更新が不可欠です。 ・農業を持続的に発展させるため、消費者や実需者のニーズに応えた安全・安心で高品質な農産物を計画的かつ安定的に生産・供給していくことが重要です。 ・新たな国際環境の下での、競争力の高い農畜産物の生産など対応策を考えていくことが必要です。 ・地産地消※を推奨し、地域の食材を通じて食育※を推進する必要があります。

- コントラクター：農業支援組織などによる農作業委託のこと。
 □認定農業者：効率的かつ安定的な農業経営をめざす計画を策定し、市町村に認定された農業者のこと。
 □地産地消：地域で生産された生産物や資源を、その地域で消費すること。
 □食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- ・消費者に信頼される安全・安心な食料を生産・供給していけるようにクリーン農業※を進めるとともに、土づくりを推進しています。
- ・ジャガイモシストセンチュウ類をはじめとする病害虫対策を行っています。
- ・農業の効率化・省力化を図るため、GPS自動操舵システム等のスマート農業技術の導入を推進しています。
- ・担い手育成のため、地域のリーダー育成に努めているほか、新規就農者の交流促進や後継者の配偶者確保対策に力を入れています。
- ・乳牛の品質及び資質改良を進めるため、乳牛検定を行うとともに、酪農家が休暇を取得できるように酪農ヘルパーの活動を支援しています。
- ・森林所有者の負担軽減と優良森林資源を確保するため、造林・下刈・除間伐事業を支援しています。
- ・優良素材の生産のため、適正な森林施業を行い、未造林地の解消を図り、公益的機能の増進となる森林整備を進めています。

施策	施策の内容
① 経営の複合化など実態に即した農業経営を促進するとともに、販路の拡大、付加価値や競争力の高い農産物の生産に向けた取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業経営基盤強化促進法」に係る農業経営改善計画の認定 ○制度資金の効果的な活用促進 ○米の生産調整の推進 ○新たな販路の拡大 ○地産地消及び食育の推進 ○TPP※などによる今後の市場変化の把握や対応策の検討

- クリーン農業：たい肥などの有機物を使った土づくりを行い、化学肥料の使用をできるだけ減らす取り組みのこと。
 □TPP：「Trans-Pacific-Partnership」の略で、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 農業の基本となる土づくりのため、土づくり対策の推進や、安全・安心な農産物を生産するために、クリーン農業※に取り組む必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 気象情報を栽培管理に活用し、農作業の効率化、農産物の品質や生産性の向上を促進する必要があります。 情報提供のあり方が多様化しており、進化する情報通信技術への対応が必要です。 経営規模の拡大や低コスト化、環境負荷の低減等のため、高精度で高効率な農業生産の展開をめざす必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 限られた担い手で安定した農業経営を推進していくために、コントラクター※事業などにより生産性の効率化と省力化を推進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 農業情勢の変化から、農業の担い手不足や高齢化、離農者の増加が懸念され、後継者が農業を継続する意欲が持てるようにすることが必要です。 指導農業士※に年齢要件があるため、指導農業士の後継者を育成する必要があります。 新規就農者の交流や後継者の配偶者確保対策のため、交流会を充実させる必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産の安定と品質の向上を図るために、農業施設の計画的な整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 農用地や農業用施設の計画的整備や老朽化に伴う整備・補修の方法が課題となっています。 農村地域の過疎化、高齢化、経営規模の拡大化により、集落機能が低下し、地域の共同作業に支えられていた多面的機能の取り組みに支障が生じています。
<ul style="list-style-type: none"> 経営の効率化のため、農地の集積、経営規模の拡大を進めていますが、将来的な労働力不足が想定されます。 酪農戸数の減少により草地の集積化が困難になっています。 農地中間管理機構※については、状況を見極め利用を検討することが必要です。

□クリーン農業:たい肥などの有機物を使った土づくりを行い、化学肥料の使用をできるだけ減らす取り組みのこと。
□コントラクター:農業支援組織などによる農作業委託のこと。
□指導農業士:就農希望者に、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けた研修を行うなど新たな農業者の育成に尽力している人を北海道が認定し、その活動を助長するための称号。
□農地中間管理機構:農用地等を貸したい農家から、担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるために受け皿となる組織のこと。

施策	施策の内容
② 農業の基本となる土づくりのため、合理的で適正な輪作体系の確保と土づくり対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○緑肥作物導入に対する支援 ○土壌診断やジャガイモシストセンチュウ侵入・拡大防止対策への支援 ○クリーン農業の推進 ○バイオマス資源※の利活用推進
③ 生産効率の高い農業を確立するため、農業情報システムなどの活用による情報提供に努めるとともに、先端技術を活用した農作業体系の確立を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○農業気象情報の提供 ○水土里情報システム※の活用 ○スマート農業技術への取り組み
④ 安定的な農業経営を実現するため、農作業受託組織の育成、コントラクター事業の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○農作業受託組織の育成 ○コントラクター事業の推進
⑤ 農業後継者を確保するため、地域農業を支える担い手育成や確保、配偶者対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○農業士※及び指導農業士へのステップアップなど地域農業のリーダーの育成 ○新規農業者などの交流機会の充実 ○農業後継者のパートナー対策の推進
⑥ 農業施設の整備を促進し、効率的な農業生産体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> ○農業施設の計画的な整備
⑦ 農用地や農業用施設の整備と維持管理により収益性を高め、農村部の多面的機能の維持・発揮を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○農用地の整備及び保全 ○用・排水路の整備、関連施設の更新及び維持補修 ○農道の整備及び維持補修
⑧ 地域の認定農業者などの中心的農家に農地の利用集積を図るため、農地保有合理化事業を活用し計画的及び安定的な規模拡大を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の集積化

□バイオマス資源:再生が可能で、動植物から生まれた有機性の資源(石油や石炭などの化石資源は除く)のこと。(農林水産物、稲わら、もみぐら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど)
□水土里情報システム:農地や水利施設等の地図情報や属性情報(水土里情報)を農業関係団体で共有し活用するための情報システム。
□スマート農業:ロボット技術や情報通信技術などの先端技術を活用し、省力化や大規模生産、品質の向上などを旨とする新たな農業のこと。
□農業士:地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興に意欲的な人を北海道が認定し、その活動を助長するための称号。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会委員に女性が参画するには、女性の参画意識を高めるとともに、家庭との両立しやすい体制や環境を整えることが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の拡大や作業効率の改善を図るため、施設や設備の整備が必要です。 ・牛乳の品質向上と乳牛の資質改良を進めるため、乳牛検定員の確保が必要です。 ・酪農家のゆとりある生活を実現する専任の酪農ヘルパーを安定的に確保するため、待遇の改善や長期雇用などの労働条件の見直しが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・黒毛和種の肥育を推進するため、和牛繁殖牛群の改良が必要です。 ・町営牧野の良質な牧草地の更新及び設備の整備が必要です。 ・町営牧野の預託家畜や牧草地の維持管理作業を担う人材の確保が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の衛生対策の普及推進を図るため、家畜伝染病の予防対策を進める必要があります。 ・家畜疾病予防や治療を担う家畜医療体制の充実が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業を継続的に実施していくことが必要です。 ・森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道の補修が必要です。 ・経営基盤の強化のため、環境に配慮した森林から生産された木材の付加価値の向上対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな環境づくりのため、企業や団体などと協働した緑化推進を一層進めていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の効果的な駆除のため、猟友会と連携した被害防止の取り組みが必要です。 ・狩猟免許を取得する人への支援やエゾシカの駆除処理に要する経費の支援を継続する必要があります。 ・エゾシカによる農林業被害の軽減を図るため、侵入防止フェンスの維持管理が必要です。

施策	施策の内容
⑨ 農業委員会への女性の参画により、女性の意見などを取り入れ、委員会活動の活性化を推進します。	○農業委員会活動への女性の参画
⑩ コストの低減及び生産性の向上、労働力の軽減に向け、乳牛検定や酪農ヘルパー活動を支援し、施設や設備の整備を促進します。	○乳牛検定活動への支援 ○酪農ヘルパー活動への支援 ○畜産経営における施設整備の推進 ○畜産クラスター※事業の推進
⑪ 受精卵移植等を活用した和牛繁殖牛群の改良を推進するとともに、町営牧野を効率的に運営し、畜産経営の収益向上を支援します。	○和牛繁殖牛群の改良の推進 ○町営牧野の施肥管理及び有害雑草の駆除 ○放牧家畜や施設の管理を担う人材の確保
⑫ 家畜伝染病の衛生対策を進めるとともに、地域家畜医療の充実を進めます。	○家畜伝染病予防対策の推進 ○家畜医療活動への支援
⑬ 適正な森林施業に努め、未造林地の解消を図るとともに、優良素材の生産を推進します。	○民有林の森林整備事業の推進 ○公有林の適正な保全管理と計画的な整備 ○林道の維持管理の促進 ○地域材の住宅建設等への利用を促進
⑭ 国土緑化思想の普及啓発を促進します。	○緑化推進事業の推進
⑮ 有害鳥獣の駆除を行うことにより、町民の安全を確保し農林業の振興を図ります。	○狩猟免許取得への支援 ○エゾシカ駆除の助成 ○エゾシカ侵入防止フェンスの維持管理への支援

□畜産クラスター：地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。

2 水産業の振興

《方針》

◎地場水産業の安定的発展と水産資源の生育環境の保全や環境との調和に向けた水産業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・網走湖のわかさぎ・しじみ・しらうおなど、多様な水産資源を確保するために、資源調査や水質調査に対する支援を行っています。
- ・網走湖の水質浄化や漁場環境の向上のため、関係機関に要望を行うとともに、水産物の品質や付加価値の向上に努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・網走湖の資源保全や確保のための環境対策が必要です。
・水草刈りの再開や網走川河口付近の掘削、女満別湾への船着場の整備など、漁場環境の整備が必要です。

施策	施策の内容
① 安定的な漁業資源確保のために、漁協等が実施する各種調査を支援します。	○網走湖の水質環境調査の支援 ○漁業資源に関する調査の支援
② 漁場の環境整備と水質浄化対策の要望を行います。	○水草刈りや河口付近の掘削の要望 ○船着場の整備に係る調査の要望 ○水質浄化のための関連機関への協力要請

3 観光産業の振興

《方針》

◎恵まれた自然環境や景観、特産品やイベントなど、地域の特性を観光資源としてとらえ、農業・教育などと連携した交流人口拡大の体制づくりを進めるとともに、町民や来訪者が楽しみ憩える魅力あふれる観光の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・花や自然を活かした観光振興を図るために、芝桜公園や朝日ヶ丘公園の整備を行っているほか、網走湖女満別湖畔や水芭蕉群落、藻琴山や天然温泉などの観光資源を有効に活用しています。
- ・地域の特徴を広めるために、芝桜まつりやめまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどの観光イベントを観光協会や各団体と連携しながら開催しています。
- ・空港所在地の優位性を活かした観光客の集客と国内外への情報発信のため、観光施設への案内看板の設置や観光拠点における特産品の販売、ホームページを活用した多言語による情報発信を行っています。

- ・全国に誇れる風景を大空八景として選定し、観光PRを行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・朝日ヶ丘公園や芝桜公園等既存の観光資源・施設の整備充実を図ることが必要です。 ・朝日ヶ丘公園の管理は、再度民間の活用を検討することが必要です。 ・女満別湖畔湿生植物群落は、環境の保全に適した施設整備の検討が必要が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした魅力ある観光イベントやまつりを引き続き実施していくことが必要です。 ・滞在型観光につながる新たな観光素材の選定及び発掘が必要です。 ・体験ほ場は引き続き整備を行い、具体的な活用方法や事業展開のための方向性の検討が必要です。 ・空港立地特性を活用した観光の振興、にぎわいづくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・観光客のニーズを把握し、必要とされる機能や設備を充実させる必要があります。 ・新型コロナウイルス感染拡大の収束を見据え、海外からの観光客に対する外国語表記の案内看板の充実が求められています。

施策	施策の内容
① 観光資源となる自然環境を最大限活用するため、関連施設の適切な管理を行い、観光地としての魅力を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光施設の整備及び管理の充実 ○女満別湖畔の保全及び関連施設の整備 ○藻琴山登山道の保全管理
② 町の特徴を活かしたイベントを開催するとともに、魅力ある滞在型及び体験型観光を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在型観光メニュー作成のための素材発掘 ○体験型観光の推進 ○魅力あるイベント開催による観光PR及び観光客の誘客促進 ○女満別空港を活用したイベントなどの開催
③ 主要な観光施設への案内看板等の設置や整備などを行うとともに、各観光施設の機能充実により利便性を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語表記看板の充実 ○既存看板の補修や案内看板の増設 ○フリーWi-Fi*の整備 ○空港や道の駅における観光案内の充実

□フリーWi-Fi:公共の場所においてだれでも利用できるように無料で提供・解放されているWi-Fi(無線LAN)サービスのこと。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ P R 効果の高い情報発信媒体を活用して新たな観光客の誘客を促進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ある観光地づくりを進めるために、観光関係団体や観光事業者との連携を強化し、総合的な観光推進体制をつくる必要があります。

施 策	施策の内容
④ 観光情報の提供の充実強化と効果的な P R に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光関連情報誌を活用した情報発信と多言語化ホームページの充実 ○イベント参加による情報発信と旅行会社等への P R 活動の実施
⑤ 観光協会をはじめとする関連団体との連携・強化を図るとともに、観光協会等が主体的に実施する誘客や宣伝活動、新たな観光事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会への支援

4 商業・サービス業の振興

《方針》

◎買い物の利便性と満足度の向上、新たな特産品開発などによる地域に根ざしたにぎわいと活気ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環*による経済波及効果の拡大に努め、商業・サービス業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・中小企業の経営安定のため、商工会を通じた支援や各種融資制度の活用促進を行い、経営の体質強化と事業者の育成に努めています。
- ・町内の消費活動の促進と商店街の活性化のため、そらっきーカードを関係機関と連携して発行するなど、町内の消費喚起に努めているほか、商店街のにぎわいづくりに対する支援を行っています。

□地域内循環:地域で生産された物を地域で消費し、地域でお金を回すこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・商業経営に対する意欲の向上や近代化経営を推進するため、商工会への支援及び魅力ある商店街の再生対策が必要です。
・商業の担い手不足への対策が必要です。
・中小企業振興資金利子補給事業をより活用しやすくし、効果的な融資制度としていく必要があります。 ・町民が地域で食料品や日常生活用品を消費するための対策を検討する必要があります。
・各種行事の実施やPR活動、地元以外の消費者や観光客へのPRとなるイベントへ積極的に参加し、商店街のにぎわいづくりにつながる対策を実施する必要があります。

施策	施策の内容
① 商業経営の安定と近代化により魅力ある商店経営を推進します。	○小規模事業者への経営改善普及の促進 ○地域振興関連施設の管理 ○商工業者に対するホームページ作成の支援
② 商店経営の持続性の確立のため後継者対策を支援します。	○後継者対策の拡充
③ 資金運用を支援するとともに起業や店舗改修及び地域消費活動の促進を図ります。	○中小企業に対する円滑な資金運用への支援 ○そらっきーポイントカードによる地域消費活動の促進 ○店舗改修・設備投資に対する支援 ○新規起業に対する支援
④ 商店街のにぎわいづくりのための行事の開催やPRイベントへの参加を推進し、特産品等の販売PRとなる拠点を支援します。	○道の駅や空港を利用した特産品の販売促進 ○PR活動を行うための拠点整備への支援 ○町外の消費者獲得のための大規模イベントへの参加支援 ○商店街のにぎわいづくりへの支援 ○地元の人が利用するマルシェ*やマーケットの開催

□マルシェ:フランス語で「市場」のこと。

《方針》

◎地域の活性化に資する企業誘致や育成、地域の資源を活かした物産・特産品の開発を通じて、特色のある工業・地場産業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・町の特性を活かした企業誘致を行うために、商業や農業関係者の幅広い意見を踏まえた誘致活動を行うとともに、「企業立地促進法」に基づく企業立地推進計画の認定を受けることで、国や北海道の優遇制度を受けられる仕組みをつくっています。
- ・産業振興や地場産品の開発のために、事業所の新設及び増設に対し助成を行っているほか、新しい地場産品の製造に必要な試験研究・調査・研修に要する費用の助成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で働く場を増やしていくために、継続した企業誘致を推進する必要があります。 ・品質の高い農林水産物の加工関連施設の整備など、町の特性を活かした企業誘致を推進していくことが必要です。 ・若い世代が地元で就職できるように、魅力ある雇用の場が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・民間による特産品の開発や研究、販売を促進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品を活用し、特産品の開発に合わせた販路拡大が必要です。

施策	施策の内容
① 町の活性化に資する企業誘致を促進するとともに、町内企業の育成のために経営基盤の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致の推進や企業調査 ○地域の活性化に資する企業振興のための助成
② 地場産業の振興や新規事業の参入を積極的に促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな地場産品の開発、研究等に要する費用への補助 ○地域資源及び地場農林水産物の活用促進
③ 特産品の開発で地域ブランドを確立し、販路拡大を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の素材を活かした特産品の開発 ○道の駅、乳酪館からの情報発信

6 雇用機会の確保

《方針》

◎雇用の拡大や人材の育成・確保に努め、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに努めます。

【これまでの取組】

- ・既存産業における就業者や後継者の育成を図るために、農業体験実習生の受け入れを行っています。
- ・新たな起業により雇用を創出するために、計画的に起業・創業を行う事業主に対し経費の一部を補助しています。
- ・無料職業紹介所を開設し、町内の雇用促進に努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した新産業の創出や雇用の場の維持・確保が必要です。 ・技能向上を目的とした職業訓練や研修による人材の育成が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・成長が見込まれる分野への起業や新ビジネスを見出すなど、新たな展開の中で雇用を創造させる必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民又は町内への居住予定者に対して就業の場を紹介するとともに、町内企業等の人手不足を解消する必要があります。 ・農業情勢の変化から、農業の担い手不足や高齢化、離農者の増加が懸念され、農繁期の労働力確保が必要です。

施策	施策の内容
① 既存産業における雇用促進を図り、新規就業者の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○通年雇用促進のための関連団体との連携 ○雇用する従業員の住環境の整備促進 ○新規就農者への技術取得の支援 ○農業後継者に対する実践的研修への支援
② 起業や新産業の創造により、雇用の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○起業、創業者への支援
③ 無料職業紹介を行い、雇用の促進、拡大を図ります。併せて、農繁期において農業者へ農業アルバイトを紹介し人手不足の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、求職者への雇用支援 ○農業者への人材紹介